

(参考) 利用料負担金について

広島市 (※令和元年10月1日以降の負担額(税込))

区分	固定電話型	携帯電話型
市民税課税世帯	月額 1,683円	月額 2,233円
市民税非課税世帯	月額 169円	月額 224円
生活保護受給世帯等	無 料	無 料

府中市

コールセンターシステム事業通報機器設置費用負担基準		
利用者世帯の階層区分		利用者負担
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する	0円
B	生計中心者の前年所得税が非課税の世帯	0円
C	生計中心者の前年所得税課税年額が10,000円以下の世	16,300円
D	生計中心者の前年所得税課税年額が10,001円以上	28,400円
E	生計中心者の前年所得税課税年額が30,001円以上	42,800円
F	生計中心者の前年所得税課税年額が80,001円以上	52,400円
G	生計中心者の前年所得税課税年額が140,001円以上の世	全額

三次市

利用者世帯の階層区分		利用者負担
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円
B	生計中心者が前年所得非課税世帯	0円
C	生計中心者の前年所得税課税年額が10,000円以下の世	16,300円
D	生計中心者の前年所得税課税年額が10,001円以上	28,400円
E	生計中心者の前年所得税課税年額が30,001円以上	42,800円
F	生計中心者の前年所得税課税年額が80,001円以上	52,400円
G	生計中心者の前年所得税課税年額が140,001円以上の世	全額

庄原市

用具の給付に要する費用	利用者負担率	利用者世帯の階層区分	負担額
給付年度における用具の物品購入単価契約金額	0%	生活保護法による被保護世帯	当該年度単価契約金額に利用者負担率を乗じ、100円未満を切り捨てた金額とする。
	0%	市民税額が0円及び均等割りの額のみ課税の世帯	
	20%	市民税額（均等割りの額及び所得割の額の合算額）が16,500円以下の世帯	
	40%	市民税額（均等割りの額及び所得割の額の合算額）が16,501円以上40,500円以下の世帯	
	60%	市民税額（均等割りの額及び所得割の額の合算額）が40,501円以上100,500円以下の世帯	
	80%	市民税額（均等割りの額及び所得割の額の合算額）が100,501円以上147,000円以下の世帯	
	100%	市民税額（均等割りの額及び所得割の額の合算額）が147,001円以上の世帯	